

8 消 安 第 3 4 6 2 号
8 畜 産 第 1 6 6 5 号
令和 8 年 9 月 10 日

動物医薬品検査所長 殿

消費・安全局畜水産安全管理課長
畜産局畜産振興課長

アメリカ腐蝕病予防薬の使用に当たっての留意事項について

このことについて、別紙のとおり都道府県畜産主務部長、一般社団法人日本養蜂協会会長、一般社団法人みつばち協会代表理事及びエランコジャパン株式会社開発薬事部長宛て通知したのでお知らせする。

写

8 消 安 第 3 4 6 2 号
8 畜 産 第 1 6 6 5 号
令和 8 年 9 月 10 日

別記都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長
畜産局畜産振興課長

アメリカ腐蛆病予防薬の使用に当たっての留意事項について

平素より動物薬事行政及び畜産行政に御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

平成 29 年 9 月にアメリカ腐蛆病の予防の効能追加が承認されたタイラン水溶散（主成分：タイロシン。以下「本剤」という。）については、残留基準値を超えて蜂蜜中に残留することのないよう、「アメリカ腐蛆病予防薬の使用に当たっての留意事項について」（令和 7 年 2 月 20 日付け 6 消安第 6557 号・6 畜産第 3005 号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長及び畜産局畜産振興課長連名通知。以下「通知」という。）により、その使用に当たっての留意事項（以下「留意事項」という。）をお伝えし、遵守をお願いしてきたところです。

本剤を紛糖に添加して投与した場合に加えて、今般、代用花粉に添加して投与した場合においても捨て蜜が不要となったことに伴い、別紙のとおり留意事項を改訂することとしました。

つきましては、貴管下の養蜂家等に対して、本剤の適正な使用についての周知をお願いします。

なお、これに伴い、上記の通知は廃止することを申し添えます。

(別記)

北海道農政部長
青森県農林水産部長
岩手県農林水産部長
宮城県農政部長
秋田県農林水産部長
山形県農林水産部長
福島県農林水産部長
茨城県農林水産部長
栃木県農政部長
群馬県農政部長
埼玉県農林部長
千葉県農林水産部長
東京都産業労働局長
神奈川県環境農政局長
新潟県農林水産部長
富山県農林水産部長
石川県農林水産部長
福井県農林水産部長
山梨県農政部長
長野県農政部長
岐阜県農政部長
静岡県経済産業部長
愛知県農業水産局長
三重県農林水産部長
滋賀県農政水産部長
京都府農林水産部長
大阪府環境農林水産部長
兵庫県農林水産部長
奈良県食農部長
和歌山県農林水産部長
鳥取県農林水産部長
島根県農林水産部長
岡山県農林水産部長
広島県農林水産局長
山口県農林水産部長
徳島県農林水産部長

香川県農政水産部長
愛媛県農林水産部長
高知県農業振興部長
福岡県農林水産部長
佐賀県農林水産部長
長崎県農林部長
熊本県農林水産部長
大分県農林水産部長
宮崎県農政水産部長
鹿児島県農政部長
沖縄県農林水産部長

タイラン水溶散の使用に当たっての留意事項

- 1 タイラン水溶散（以下「本剤」という。）の使用基準、用法・用量及び使用上の注意を守って使用すること。
- 2 本剤の投与方法については、以下に従うこと。
 - (1) 粉糖に添加して投与する場合：

成虫 1 万匹当たり、タイロシンとして **50 mg**（力価）を、粉糖 5 g に均一に添加し、育児箱の上部から散布して週 1 回、3 週間投与すること。育児箱当たり、タイロシンとして **200mg**（力価）を上限とし、成虫の数に比例させて投与量を調整すること。継箱の設置時に育児箱に本剤を添加した粉糖が残っている場合には、へら等で取り除いた上で継箱を設置すること。
 - (2) 代用花粉に添加して投与する場合：

みつばちの育児箱当たり、タイロシンとして **200 mg**（力価）を、代用花粉 **250 g** に均一になるように添加し、適正容量のトレーに入れて固化したものを育児箱内の巣枠の上に本剤添加代用花粉の面が下側となるように設置し、週 1 回、3 週間投与すること。いずれの投与後も 1 週間後に代用花粉を回収し、次の投与が必要な場合、本剤を添加した代用花粉をあらたに設置すること。回収した代用花粉は、再使用せず、焼却する等により適切に処理すること。
- 3 本剤を投与する育児箱には、本剤の 3 回目の投与後 1 週間を経過するまでの間は採蜜用の継箱を設置しないこと。やむを得ず 3 回目の投与後 1 週間を経過する前に継箱を設置した場合には、3 回目の投与後 1 週間を経過した後に継箱内の蜂蜜、ローヤルゼリー等を取り除くこと。また、取り除いた蜂蜜等は、食用に供する目的で出荷しないこと。
- 4 本剤を投与した育児箱内の蜂蜜、ローヤルゼリー等には、タイロシンが残留基準値を超えて残留しているおそれがあるため、食用に供する目的で出荷しないこと。
- 5 継箱を設置する際は新たな巣板を使用し、育児箱内の巣板は継箱内に移動しないこと。